



## 夏休み 特別企画

今年の夏はとても暑いですがいかがお過ごしでしょうか？  
恒例の夏休み特別企画「**社会保険・労働関係〇×クイズ**」をお届けします。  
お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてみてください！



**Q1.60歳以降も働く場合の標準報酬月額について**  
60歳以降に定年等で退職後、1日も空けずに再雇用された場合、または退職後に継続再雇用された場合は、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に改定できる。

**Q3.有給休暇の付与について**  
有給休暇の付与は労使協定を締結していなくても半日単位や時間単位の付与ができる。

**Q2.失業給付(基本手当)の受給開始時期について**  
雇用保険の基本手当は自己都合退職者の場合、待機満了の翌日から3ヶ月間の給付制限期間がある。

**Q4.介護保険料の徴収開始時期について**  
介護保険は4月1日誕生日の方が40歳を迎えた場合、保険料は4月分から徴収開始になる。



## 解答・解説

Q1:○

平成25年4月から範囲が拡大し、定年時だけでなく、  
**60歳以降に契約期間が満了し、その後も継続雇用される場合も新しい契約の給与に基づく標準報酬月額に改定できるようになりました。**



Q2:×

原則、基本手当の給付制限期間は待機満了の翌日から**2ヶ月間**  
(※5年以内に3回以上の自己都合退職をしている場合は**3ヶ月間**)  
**2025年4月以降は原則の給付制限期間が2ヶ月→1ヶ月へ短縮されます。**  
この他、就職に役立つ教育訓練を行った場合も給付制限解除される場合があります。  
(5年以内に3回以上の自己都合退職をしている場合は、給付制限期間は**変わらず3ヶ月間**)

Q3:×

有給休暇の付与は半日単位・時間単位で取り扱いが異なります。  
・半日単位の有給休暇付与 → 就業規則で定める必要がある。**(※労使協定締結不要)**  
・時間単位 " → 労使協定を締結する必要がある。**(※労使協定締結要)**

Q4:×

満40歳の誕生日を迎えた前日の属する月分から介護保険料の徴収が開始になります。  
4月1日誕生日の場合は前日である3月31日の属する月分(3月分)から介護保険料の徴収が始まります。

## ●雇用保険の支給限度額変更(令和6年8月1日～)

以下の通り育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付の支給限度額が変更されましたのでお知らせします。

- 育児休業給付
  - 支給率67% : 310,143円 ⇒ **315,369円**
  - 支給率50% : 231,450円 ⇒ **235,350円**
- 出生時育児休業給付
  - 289,466円 ⇒ **294,344円**
- 介護休業給付
  - 341,298円 ⇒ **347,127円**
- 高齢雇用継続給付
  - 370,452円 ⇒ **376,750円**

